

南三陸町告示第78号

南三陸町広告掲載要綱を次のように定める。

平成19年8月8日

南三陸町長 佐藤 仁

南三陸町広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、町の新たな財政収入を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次のアからエまでに掲げる町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町が発行する広報印刷物

イ 町のホームページ

ウ 町の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で町長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 所管責任者 広告媒体を所管する課等の長をいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載しようとする広告の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を行わない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(2) 法令の規定に違反するおそれのあるもの

(3) 政治活動及び宗教活動に係るもの

(4) 社会問題、意見広告及び売名的個人の宣伝に係るもの

(5) 町税等の滞納のある者の宣伝に係るもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、掲載し、又は掲出する広告として適切でないと町長が判断したもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、町長が別に定める。

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、町長が別途定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに所管責任者が別途定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法、選定方法、予定価格等については、広告媒体ごとに、その性質に応じて所管責任者が別途定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、南三陸町広告掲載申込書(様式第1号)及び広告案を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 町長は、前条の申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、南三陸町広告掲載承諾可否決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知しなければならない。

(審査機関)

第9条 この要綱に基づく広告掲載に関し必要な審査を行うため、南三陸町広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長は、副町長の職にあるものとし、委員は、総務課長、企画課長、産業振興課長及び歌津総合支所長の職にある者とする。

(会議)

第10条 委員会の委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければならない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類を求めることができる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年8月8日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

南三陸町長 殿

住所
会社・団体名
代表者名

南三陸町広告掲載申込書

南三陸町広告掲載要綱（平成19年南三陸町告示第78号）第7条の規定に基づき、
下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

1	希望広告媒体	
2	広告掲載内容案	
3	希望広告掲載期間	
連絡先	電話	
	F A X	
	E-mail	
	担当者名	

※ 掲載内容のわかる資料等を添付すること。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

会社・団体名
代表者名 様

南三陸町長 印

南三陸町広告掲載承諾可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました への広告掲載に
ついては、下記のとおり（承諾する・承諾しない）ことに決定しましたので、通知しま
す。

記

1 広告媒体	
2 広告掲載内容	
3 広告掲載期間	
4 承諾しない場合の理由	
5 掲載料金	掲載料金は、 年 月 日まで納入してくだ さい。